

「やまぐち障害者いきいきプラン（2018～2023）」（素案）に対し、
提出された意見とそれに対する県の考え方について

- 1 意見の募集期間 平成29年12月19日（火）から平成30年1月18日（木）
- 2 意見の件数 5人 31件
- 3 意見の内容と県の考え方

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
計画全体について		
1	35ページと並ぶ膨大量。根気と体力消耗。そして、理解しにくい言葉の数々(漢字や意味)に苦しみます。そもそも、具体的な支援方法が見当たらない。	<p>本計画は障害のある人のための施策に関する基本計画として、取組方針や施策の推進方向を記載しています。</p> <p>計画は分かりやすい表現とすることに努めるとともに、専門用語等の一般的でない用語については、巻末に用語解説を掲載しています。</p>
策定にあたって		
2	<p>(計画の期間) 県障害者計画と県障害福祉サービス実施計画の違いがいまいちピンと致しません。</p>	<p>県障害者計画については、「1 策定の趣旨」及び「2 計画の位置付けと役割」に記載のとおり、障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、取組方針や施策の推進方向を記載しています。</p> <p>県障害福祉サービス実施計画については、用語解説に記載のとおり、障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援が地域において計画的に提供される体制を確保するために障害福祉サービス等の成果目標やサービス見込量を定めるものとなっています。</p>
3	<p>(山口県障害者施策推進協議会) どこのだれだれかは、分かりかねますが普通の人達なら、理解しにくいところと気持ちが分からないと思います。所詮は、頭が良い人かつ閉ざされた部屋で決めているだろうと思います。何より、置</p>	<p>山口県障害者施策推進協議会委員は、「山口県障害者施策推進協議会条例」の規定により、①関係行政機関の職員、②学識経験者、③障害者及び④障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから選出し</p>

	<p>かかれている状況がおわかりでしょうか？</p> <p>分かっておられているなら、尚たちが悪いと思います。</p>	<p>ています。また、障害者の地域生活や就労の支援等の観点から、従前より福祉分野のみならず、医療、雇用などの関連分野からの登用も行っているところです。</p> <p>委員名簿は協議会の開催日時とともに公表しており、計画最終案の参考資料としても掲載しています。</p> <p>なお、協議会開催に当たっては、傍聴人を受け付けています。</p>
--	---	---

第2章 計画の基本的な考え方

4	<p>2 施策推進の基本的視点</p> <p>(2) 社会的障壁の除去</p> <p>働く気持ちがあるが働く口がありません。支援団体や就労支援者さん及びハローワーク人達は、十分にご存知だと思います。ご存知ないのは、一般市民です。</p> <p>限りに、働いても生活が出来なくて非常に困っております。助けて下さい。</p> <p>無期雇用の転換期あり、安易な雇い止めやの倒産による大量解雇(安易な新規事業所を参入)がないようにしていただきたい。それと同時に無期雇用なると就労継続A型の新規の募集(求人)が掛からない、恐れがあるのではないのでしょうか？</p>	<p>雇用・就労分野については、施策体系中、「IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進」で、施策の推進方向をお示ししているところであり、「総合的な就労支援」については、重点施策と位置付けて取組の充実を進めてまいります。</p> <p>なお、就労継続支援A型事業所の適正な運営の実施が図られるよう、取組内容を記載しています。</p>
5	<p>(4) 障害特性等に配慮した支援</p> <p>外見からは、周囲の人が気づきにくい障害のある人については、より一層の理解が不可欠だと思います。</p>	<p>御意見のとおり、周囲の人が気づきにくい障害のある人については、一層の理解が不可欠であることから、施策体系中「I 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現」の「1 相互理解の促進」において、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害など、より一層の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るよう、取組内容を記載しています。</p> <p>また、あいサポート運動の推進に記載の</p>

		<p>とおりに、外見からは援助を必要としていることがわからない方が援助を得やすくなるよう、サポートマークの配布・周知等に取り組んでまいります。</p>
6	<p>3 施策体系 (雇用の場の拡大) 現実的は、雇用した障害者を「戦力」として位置づけている企業はそれほど多くなく、法定雇用率達成のための義務として雇用している企業が多く見受けられます。ですから、雇用の場を増やしていただけないか？ ※精神障害追加、半数知らず企業の雇用義務改正 日本経済新聞</p>	<p>雇用・就労分野については、施策体系中、「Ⅳ 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進」で、施策の推進方向に示しているとおりに、雇用の場の拡大や就労後の職場定着支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人が加えられることについても、計画内容として記載のとおり、企業に対する理解促進や制度の周知を図ってまいります。</p>
<p>第3章 主要施策の具体的推進方向 I 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現</p>		
7	<p>1 相互理解の促進 (2) あいサポート運動の推進 平成28年度に取組の「あいサポーター研修用DVD」作成と活用は一体どうなりましたか。</p>	<p>平成28年度に作成を開始した「あいサポーター研修用DVD」については、平成29年度中に完成の予定であり、今後の研修に活用してまいります。</p>
8	<p>3 地域における福祉活動の充実 当事者(障がい者)の意見(声)は、下手なりではありますが耳に入っていると思います。日々の日常生活(食べる・住居)は、最優先に取り組んでいただきますよう、強くお願い致します。 また、文面に障害⇒障がいと様に変換していただけないでしょうか？ 寧ろ、壁を作っている気が致します。</p>	<p>施策体系中「Ⅱ 自立生活を支える基盤整備」に記載のとおり、障害のある人が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障害福祉サービスの提供体制の確保や相談支援体制の充実に取り組んでまいります。また、施策体系「Ⅲ 地域でともに暮らせる、住みよい生活環境の整備」に記載のとおり、住まいの場の確保について取組を進めてまいります。</p> <p>「障害」の表記については、過去、当事者団体等への意見聴取の結果、「表記にこだわることはない」との意見が多くの団体から寄せられたため、拙速な結論を控えた経緯があります。さらに、国においても当面、漢字表記の「害」を用いる方針が示されたことから、県としては、当面、現行の</p>

		「障害」表記を用いることとしています。
Ⅱ 自立生活を支える基盤整備		
9	「基幹相談支援センターが地域で行う総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）」について、改正障害者総合支援法や改正発達障害者支援法の施行を踏まえた障害児支援、発達障害児（者）支援の一層の充実を含め、相談支援体制の強化及び質の向上を図っていく必要がありますとの文面があるが発達障害・難病の追加をしていただけませんか？	基幹相談支援センターは、障害の種別を問わず、各種のニーズに対応できる相談業務を行う趣旨での記載としており、発達障害や難病を含めた総合的な相談業務を行います。
10	「高次脳機能障害の支援拠点機関であり、高次脳機能外来を開設しているこころの医療センター内の支援コーディネーターを中心として、 <u>市町</u> や関係機関による支援ネットワークを構築し・・・」 (下線部の修正追加意見)	高次脳機能障害のある人への支援普及事業は、都道府県の指定する支援拠点機関において実施することとなっており、県では平成25年度から支援拠点機関をこころの医療センターとして指定し、こころの医療センターを主体として支援ネットワークを構築しているところです。 支援ネットワークについては、市町を含めた地域での連携強化を図っているところであり、御意見を踏まえ、「市町」を追加しました。
11	「高次脳機能障害の支援拠点機関であるこころの医療センターを中心として、 <u>市町</u> や関係機関との地域支援ネットワークを構築し・・・」 (下線部の追加意見)	支援ネットワークについては、市町を含めた地域での連携強化を図っているところであり、御意見を踏まえ、「市町」を追加しました。
12	「支援拠点機関内の支援コーディネーターを中心に、地域の医療機関や・・・」 (下線部の修正追加意見) 根拠：高次脳機能障害支援拠点機関には、必ず専門的な相談支援を行う支援コーディネーターは配置されている。	高次脳機能障害のある人への相談支援事業等を行うに当たり、実施主体である県が、支援拠点機関に支援コーディネーターを配置している内容の記載となっています。

13	<p>「障害者手帳や障害年金、介護保険等各種制度の申請支援を・・・」</p>	<p>御意見を踏まえ、障害年金を含めた各種「年金」のうち、代表的でわかりやすい記載である「障害」を追加しました。</p>
14	<p>(追加記載を求める内容) 「家庭内を訪問し、生活自立策としての生活版ジョブコーチの育成を図ります。」</p>	<p>高次脳機能障害のある人の地域での生活支援を行っていくために、支援コーディネーターによる相談支援や関係機関等との連携調整を行っていくこととしています。 いただいた御意見は、今後の事業実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>
15	<p>プランの中にぜひとも、強度行動障害の方の今後のシステム構築等の話し合いを進めていけるような環境調整及び環境調査ができるよう重点施策として明文化していただきたいと考えます。 プランの中にも明記がありますが、○での項目ではなく()の項目としての重要性をもった位置づけを期待します。 このことが、虐待防止の体制整備にもつながるのではないかと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、強度行動障害のある人等への支援のあり方の検討や研修実施に際して、参考とさせていただきます。 また、御意見を踏まえ、虐待防止研修の受講徹底や伝達研修の実施要請に努める取組を追加するとともに、虐待防止や権利擁護に関する研修のほか、各種人材育成や研修を実施するに当たっても虐待防止法の理解が図られるよう努める旨、記載を追加しました。</p>
16	<p>高齢者には、いきいきシルバー100 あります。障がい者にも設けていただけないでしょうか？ ただでさえ、少ない工賃な上に通院や通所には、大きな負担額です。個人的な意見ですがサンデンバスは、独占禁止法とは、言いませんがもう少し安く安くしていただきますよう、お願い致します。 JRは 1000 km以上？なので、バスを利用しています。JRも考えていただけないでしょうか？ 県として、(年齢関わらずに)インフルエンザ予防接種の負担軽減を考えていただけないでしょうか？</p>	<p>本計画は、県の障害者施策の推進に関する基本方針を定めています。 県内市町やJR、民間事業者への運賃割引制度については、御要望を関係機関にお伝えします。 県では代表的な運賃割引制度や医療費の給付・助成制度等について引き続き、周知を行ってまいります。 県によるインフルエンザ予防接種の負担軽減については、考えていませんが、県内市町における負担軽減については、お住まいの市町にお問い合わせください。</p>
<p>Ⅲ 地域でともに暮らせる、住みよい生活環境の整備</p>		
17	<p>市営住宅への入所あたり、ほしょうに</p>	<p>市町営住宅に関する対応については、お</p>

	<p>ん？ が一番のネック[市の職員は、ほしようにんは、必要ですと一点張りです。]であり、住むべき場所の確保とほしようにんの撤回及び市が保証人として、考えていただけないでしょうか？</p> <p>また、障がい者向けの家賃住宅の情報提供は、どの様に具体的にはかるのでしょうか？ 折込チラシでは、見た事ありません。</p> <p>障害のある人を含む住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度などをはじめ、お聞き致しました。</p>	<p>住まいの市町にお問い合わせください。</p> <p>なお、県営住宅については、2名の連帯保証人を選定することを原則としていますが、高齢者世帯や障害者世帯など福祉的な配慮を要する世帯については、連帯保証人の人数を緩和しているところです。</p> <p>障害のある人を含む住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅として登録された情報は、登録窓口（県情報公開センター）や、インターネット上で閲覧することができます。</p>
18	<p>(3) 消費者被害の防止</p> <p>私は、玄関に出ないし、電話も出ませんが万が一の場合は、どのような手順を組めば、よろしいでしょうか？</p>	<p>障害の特性に配慮した消費者教育、情報提供体制の充実・強化を図ってまいります。</p> <p>消費生活上の不安や心配を感じられる場合は、山口県消費生活センターやお住まいの市町の消費生活相談窓口にご相談ください。</p>
IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進		
19	<p>そもそも就労移行支援に移っても就職出来る保障がないのでは？ 万が一の場合も視野に入れて検討をお願い致します。</p>	<p>計画に記載のとおり、就労移行支援事業所を含め、障害のある人の一般就労への移行を促進するため、事業所等の整備や人材育成、支援力の向上に努めてまいります。</p>
20	<p>(2) 福祉就労における支援 ＜工賃向上の支援＞</p> <p>最低賃金保障及び朝ごはんや昼ごはんとゆうごはんとをたべられる保障していただけないでしょうか？</p> <p>※きょうされん加盟の作業所や全国社会就労センター協議会の記事では、障害者が生活保護を利用しないと生活できない実態が明らかになり、依然に厳しい状況です。</p>	<p>計画に記載のとおり、「山口県工賃向上計画（第3期）」を策定し、就労継続支援B型事業所の更なる工賃向上取組に努めてまいります。</p>
21	<p>2 雇用の場の拡大 (1) 障害者雇用の促進</p>	<p>いただいた御意見を参考に、今後ともさらなる就労支援の充実と雇用の促進を図</p>

	<p>山口県教育委員会は、守る気はあるのでしょうか？ 率先してやるべきではないのでしょうか？ 労働局と連携して「ミニ合同面接会」などの機会を増やして頂けませんでしょうか？</p>	<p>ってまいります。</p>
<p>施策の提案に関するもの</p>		
22	<p>全ての国民に、幼少時から政策的に福祉的な意識やスキルを、実際のコミュニケーションを通して教育していく。</p>	<p>本計画における施策体系中「Ⅰ 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現」において「相互理解の促進」を重点施策として位置づけているところであり、「あいさポーター」養成研修の活用などにより、学齢期から障害を理解する機会がもてるよう努めてまいります。</p> <p>また、幼少期からの教育についていただいた御意見は、今後の施策推進に当たり参考とさせていただきます。</p>
23	<p>自然豊かな山口県の風土を活かし、農業、栽培療法によるコミュニティーの場を設ける。</p>	<p>本計画においては、施策体系「Ⅳ 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進」中、福祉的就労における支援として、農産物販売会や関連イベントの開催、障害者施設の活動のPR等を行う「農福連携マルシェ」の取組を記載しているところですが、コミュニティーの場についていただいた御意見は、今後の施策推進に当たり参考とさせていただきます。</p>
24	<p>地域の中で優れたサポーターが増える為にも、介護者、福祉関係者への研修等に一般の障がい者等の家族の方や、福祉に関心をお持ちの方が参加できるシステムを作る。</p>	<p>いただいた御意見は、人材育成における研修の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「第2章 計画の基本的な考え方」における施策推進の基本的視点として、支援に当たっては障害のある人の家族をはじめとした関係者への支援も重要である旨、追加記載を行っています。</p>
<p>意見募集の実施方法に関するもの</p>		
25	<p>今回のアンケートは、何通ぐらい届いているのでしょうか？＝市民の無関心</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき</p>

	<p>さを物語っています。それを周知しても目も当たらない。</p>	<p>実施し、提出された意見と県の考え方を公表しています。</p>
26	<p>当案件、意見作成の為には関係計画・諸施策も確認するべきであると考えます。その様な意見募集を、意見募集期間に年末年始も含めた上で、且つ同時期に関係し合うであろう6案件同時実施、資料総ページ数は600頁を越す様な複数案件を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は明らかに短いと感じます。(結局全資料熟読精査できぬままの意見送付となっております。)期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>上記意見と関係し、この時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間延長等は考えておりません。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画策定の中で決定しています。</p> <p>なお、計画の全体像を把握する一助となるようパブリック・コメント実施時に計画の概要を示す資料を掲載いたしました。</p> <p>おって、いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
27	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。(県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。「県からのお知らせ」の広告/公報(下4段程度広告/公報)には、6案件件名・QRコード付の広報がなされていたと記憶しております。)</p> <p>今回の案件は「県からの御知らせ」に掲載がありましたが、多くの意見募集案</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき12月18日に報道各社に発表しました。</p> <p>また、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月25日の中国新聞、山口新聞及び1月9日の宇部日報に突出広告を掲載)により、広報に努めました。</p> <p>県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>

	<p>件について県広報誌や「県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント(県民意見募集)についてや、パブリック・コメント(県民意見募集)全般に関する記事が掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われま。す。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を明示願います。)</p>	
その他		
28	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>本計画は、学識経験者や労働局等の関係機関、障害者団体の代表等で構成される「山口県障害者施策推進協議会」(委員17名)において、審議、決定しました。</p> <p>また、本計画の策定に向けた基礎調査として、障害福祉サービス等の利用状況や必要としている支援内容等を把握し、障害福祉施策の効果的な推進を図ることを目的に「障害福祉サービス等利用者アンケート」を実施しました。</p>
29	<p>当該計画/プランについて、・いつ/どの程度の頻度で・どの部署がどの様にして目標管理・進捗確認・計画/プランの修正等を行なうのか御明示願ひます。</p>	<p>「策定にあたって」に記載のとおり、学識経験者や労働局等の関係機関、障害者団体の代表等で構成される「山口県障害者施策推進協議会」において、計画の進捗状況を把握して適切な進行管理を行い、計画的に施策の推進を図ります。</p>

30	<p>専門用語が使用されている資料と推測致します（前述の通り資料全てを確認できておりません）。頁下、或いは別途資料で語句説明御掲載頂けましたなら幸いです。</p> <p>図面・表については、説明等の為にも通番を設定頂けましたなら幸いです。</p>	<p>専門用語等の一般的でない用語については、巻末に「用語解説」を掲載しています。</p> <p>図面・表の通番は設定しておりません。</p>
31	<p>可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は元号西暦併記頂けましたら幸いです。</p>	<p>御意見を踏まえ、可能な限り、西暦併記を行いました。</p>